百八条の二第一項第十四号に掲げる講習

講習一時間について五百五十円	講習一時間について九百円	講習一時間について千四百五十円
	講習一時間について千三百五十円	
	講習一時間について千四百五十円	

を

若年運転者講習	
法第百八条の二第一項第十五号に掲げる講習	講習一時間について五百五十円
	講習一時間について五百五十円

に改める。

第四十三条第二項の表七の項及び同条第三項の表七の項中「道路運送法第二条第三項に規定する」を削る。

第四十三条の二中「第百八条の三の五」を「第百八条の三の六」に改める。

別表第二中「第三十三条の二の三」の下に「、第三十四条の三」を、「第三十七条の八」の下に「、第三十七条の十、第三十九条の二の二」を加え、同表の備考の二の63中「第九十一条」の下に「若しくは第九十一条の二第二項」を加える。

別表第三中「（第三十三条の二」の下に「、第三十四条の三」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、道路交通法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和四年五月十三日。以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第三十九条の四の改正規定は、公布の日から施行する。

（第二種運転免許の試験の受験資格の特例に関する経過措置）

第二条　この政令の施行の際現にこの政令による改正前の道路交通法施行令（以下「旧令」という。）第三十四条第三項第二号に掲げる者に該当している者は、改正法による改正後の道路交通法（以下「新法」という。）第九十六条第五項第一号の適用については、同号に規定する政令で定める経験を有するものとみなす。この政令の施行の際現に旧令第三十四条第三項第二号に規定する教習を受けている者であって施行日以後に同号に掲げる者に該当することとなったものについても、同様とする。

2　この政令の施行の際現に旧令第三十四条第四項第二号に掲げる者に該当している者は、新法第九十六条第五項第二号の適用については、同号に規定する政令で定める経験を有するものとみなす。この政令の施行の際現に旧令第三十四条第四項第二号に規定する教習を受けている者であって施行日以後に同号に掲げる者に該当することとなったものについても、同様とする。

（試験の免除に関する経過措置）

第三条　この政令による改正後の道路交通法施行令第三十四条の三第二項第二号及び第六項第二号の規定の適用については、同条第二項第二号に規定する一般違反行為及び同号に規定する行為には、施行日前にした当該一般違反行為及び当該行為は、含まれないものとする。

（罰則等に関する経過措置）

第四条　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

2　この政令の施行前にした違反行為に付する点数については、なお従前の例による。

3　この政令の施行前にした反則行為の種別及び当該反則行為に係る反則金の額については、なお従前の例による。

内閣総理大臣　岸田　文雄